

東洋大学福祉社会開発センター理論・歴史グループ
2015 年度公開研究会

日時:2015 年 9 月 10 日(木)
18:30~20:00

場所:東洋大学白山キャンパス
9 号館 2 階第 4 会議室

担当:秋元 美世
(東洋大学社会学部教授・
理論・歴史グループ長)

内容:社会福祉と権利擁護
配布資料:別添



1.報告概要(配布資料内容)

1. 権利擁護の対象となる権利とは何か

(1) 権利・利益の 4 区分 (特定の個人の主観的利益・不特定多数の客観的利益／直接的・間接的)

2. 当該利益・権利の保護が直接の目的になっているものに限定

(1) 権利擁護を直接の目的にするという文脈
(2) cf. バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

3. 主観的利益と客観的利益とを区分することの意義

(1) 社会福祉の営みの根拠を権利とするのか責任とするのかをめぐる議論がある
(2) 2つのアプローチがあるということ

4. 権利擁護：権利に基礎づけるのか または 責任に基礎づけるのか

◆権利と責任には必ずしも対応関係があるわけではない

→主観的利益に関わる権利と責任：対応関係あり

→客観的利益に関わる権利と責任：対応関係なし(個人の法的権利の問題として論じることが難しい)

◆主観的利益となる問題；権利の問題→個人のニーズやリスクの問題として扱える

(個人の有するニーズ；個人の属性に該当するリスク→主観的利益となる問題；権利の問題)

◆客観的な利益→個人の利益の問題として扱えない→責任の問題

責任の問題として論じることの意味→個人の主観的利益の主張に基づかない社会福祉制度の責任（→制度としてのソーシャルワークの責任）

5. 「ゴミ屋敷問題」→どのような文脈の問題として考えるのか

- (1) 権利の不行使；主観的権利の不行使の問題（防御服を求めない者への関与）
- (2) 客観的利益を享受できていない
（一般的には得られている防御柵の存在故の利益を得られていない者への関与）
- (3) 警察法的な関与（ポリスパワーの問題；取り締まりの問題）
- (4) 自身を傷つけていることへの関与（自傷行為の防止）

6. 見守り活動について

- (1) 一般的な客観的利益の問題として位置づけることが適切か
- (2) ○○さんとの関係の問題
- (3) 私的な関係なのか社会的な関係なのか
 - 1) 私的な問題か社会的な問題か
 - 2) もともとは私的な事柄→何らかの理由で私的には対応できない状況が生ずる
→社会的な問題へ（cf. 私的扶養から社会的扶養へ）
 - 3) 制度として捉えることができる文脈と、制度として捉えることができない文脈
- (4) 社会的な関係の問題とした場合の範囲
 - 1) 基礎的自治体、町内会、団地自治会など
 - 2) コミュニティ、アソシエーションの問題？

7. 責任の問題としての関与

- (1) 責任の果たし方
- (2) 公害行政と同じようなアプローチが可能か？

●制度→事業・行動のよりどころとなるルールや仕組み

たとえば、旅行をするためには4つの難点を克服する必要がある。

- a 旅行を禁止・制限する法令の撤廃（移動の自由・自由権／直接的・主観的権利）
- b 交通機関・宿泊施設などの整備（積極的な制度）：プラス（便宜）を与えることを目的とする（直接的・客観的利益）
- c 安全確保のための取り締まり（消極的な制度）：マイナスと取り除くことを目的にする（間接的・主観的利益）
- d 橋や道路の建設（間接的・客観的利益）

2. 議論概要

○バリアフリー・ユニバーサルデザイン・合理的配慮

【報告者】

バリアフリーは、障害のある人に対するバリアを取り除くことを直接的な目的にした仕組みであり、したがってバックグラウンドで間接的に作用するような仕組みではない。それに対してユニバーサルデザインの方は、障害者のバリアを取り除くのが直接の目的ではなく、市民一般が暮らす都市環境というバックグラウンドを問題にすることによって間接的に保護機能を果たしている。

一方、合理的配慮はバリアフリーなどの客観的利益を主観的利益へと転換した点に意義がある。そしてこれらのように、社会福祉に関わる利益に関しては、主観的・客観的と分けて考えていけるのではないだろうか。

○【報告者】

見守り活動で想定されるパターンは2種類（「住民」として想定・●●さんとして想定）があり、関係性も2種類（私的な関係・社会的な関係）があると考えている。そして「制度」として捉える場合、●●さんというよりは住民としての一般的な関係として捉える必要があるのではないだろうか。

○救護法と生活保護法

【報告者】

救護法と生活保護法を利益という視点から捉えてみる。救護法は主観的な利益ではなく、反射的利益にあたる（つまり個人の権利・義務ではなく、客観的な利益として制度化）一方、戦後の生活保護法は、主観的な利益へと転換された。

→これらは形式の問題として捉えている。

○主観的と個別的

主観的と個別的は同類と捉えて良いのかという質問が挙がった。これらに関する議論が展開された。この点については、報告者から研究会終了後提出された補足メモを参照。

【以下、補足メモ】

（記録：RA 越前聡美）

1. 議論の出発点

社会的な活動は、基本的に、何らかの制度を通して（制度に依拠して）行われる。

- 見守りなどの制度をどのようにつくっていくのか。
- あるいは、見守りにかかわって様々に行われている諸活動をどのように制度として位置づけたらよいのか、または理解したら良いのか。

2. 議論をするための枠組み

制度が対象とする権利・利益の4区分

3. 4区分

主観的と客観的／直接的と間接的の交差による4区分

◆「主観的と客観的」というのがわかりづらいようだった。

1) 法律学、権利論では一般的な用法

2) たとえば、主観訴訟と客観訴訟という使い方

a. **主観訴訟**→個人の固有の利益を問題にする訴訟

損害賠償、名誉毀損、債務不履行→個人が裁判で一般的に争う際に問題となる法的利益や権利が主観的利益や権利ということになる。

b. ただし、個人の固有の利益を問題にしない訴訟が例外的に存在する。

客観訴訟→たとえば住民訴訟（←住民監査請求）

- ・地方自治体の長などを、当該自治体の住民という地位に基づき訴える。
- ・公金の使用にかかわる問題→その者の固有の利益や権利が問題になっているわけではない。

【主観的と客観的ということの意味内容、両者の違いについて】

「主観的と客観的」ということに関してポイントとなるのは、利益や権利には、個人の固有の利益として位置づけられるものと、個人の固有の権利としてではなく、住民とか、障害者とか、高齢者、子ども、貧困者といった類型に該当する不特定多数の人（抽象的にカテゴリー化された人間像）を名宛て人とする利益があるということ。

1) 後者の場合、問題となっている利益が、個人の固有の利益（主観的利益）ではないため、その利益が実現されていなくとも、その者の固有の権利として裁判で請求することはできない。

→なぜなら、そこで問題となっているのは、具体的な権利ではなく、抽象的に想定されている類型の者（住民、障害者・・・）に付与されている利益（権利）だから。

2) つまり、そこで想定されているのは、具体的に誰の権利ということと言えるわけではなく（裁判を起こすためにはこの点がまさに問題となる）、あくまでも抽象的・一般的に想定されている者の利益なのである。

3) 裁判を起こすためにはこの点がまさに問題となる。

→その利益が抽象的・一般的に想定されている者の利益であるために、具体的な個人の立場にある者がその抽象的・一般的な者に代わって訴えるといことはできない。

他方、抽象的・一般的な者は、あくまでも観念のうえで想定されている観念上の存在であり、そうした存在が裁判を起こすということは普通は(*)ありえない。

(*)ただし、住民訴訟のように、法律（地方自治法）が、特別に制度を用意し、具体的な個々の住民がそうした想定されている抽象的な住民に代わって訴えることを認めている時は別。

4. 対象となる権利・利益の違いに由来する特性を踏まえた制度化

(1) 主観的利益（その特徴→個人の利益）

- 1) 個々の個人が主体的に主張できるものとして構成できるもの。
- 2) したがって当該利益の保障に責任を持つ者に対して個々の個人が請求できるという制度構成が可能→最終的には裁判に訴え司法救済を求めることができる。
- 3) 責任を個人の権利主張（利益主張）を通して追求することができる。
(そうした制度化が可能)

(2) 客観的利益（その特徴→集団としての利益；あるいは不特定多数の者に付与される利益）

- 1) 主観的利益の場合のような個人の主体的な主張を軸にした制度構成ができない。
- 2) 抽象的一般的なレベルでの権利（住民とか、障害者とか、高齢者、子ども、貧困者の権利）に基づく運動としての要求、運動としての「責任」の追及。
- 3) 民主主義的な住民（障害者、子ども・・・）の運動が重要となる。
- 4) 利益の実現・責任の追及においては、あるいはより一般的言えばこの分野における制度化を考えるにあたっては、こうした点を踏まえることが必要。

5. 報告で紹介した論個人の利益と集団の利益との相関的な関係

- 1) 個人の利益をより有効なものにするためには、集団としての利益とのかかわりを意識しておく必要がある。たとえば、住民の運動が強まることは、集団としての利益についてだけでなく、個人の利益にとってもプラスに働く。
- 2) 集団としての利益にかかわる問題も、制度の構成の仕方によっては、個人の利益へと転換させていくことができる